

さいたま市告示第 1 5 4 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成 1 3 年規則第 2 1 5 号）第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区太田窪五丁目 1611 番 18、1611 番 25、1611 番 21（隅切りの一部）
- (2) 指定の年月日 昭和 4 5 年 8 月 2 4 日
- (3) 指定の番号 第 5 6 0 号
- (4) 廃止の年月日 令和 7 年 1 0 月 1 日
- (5) 廃止の番号 第南廃 2 5 - 0 0 2 号
- (6) 道路の幅員 一 m
- (7) 道路の延長 一 m